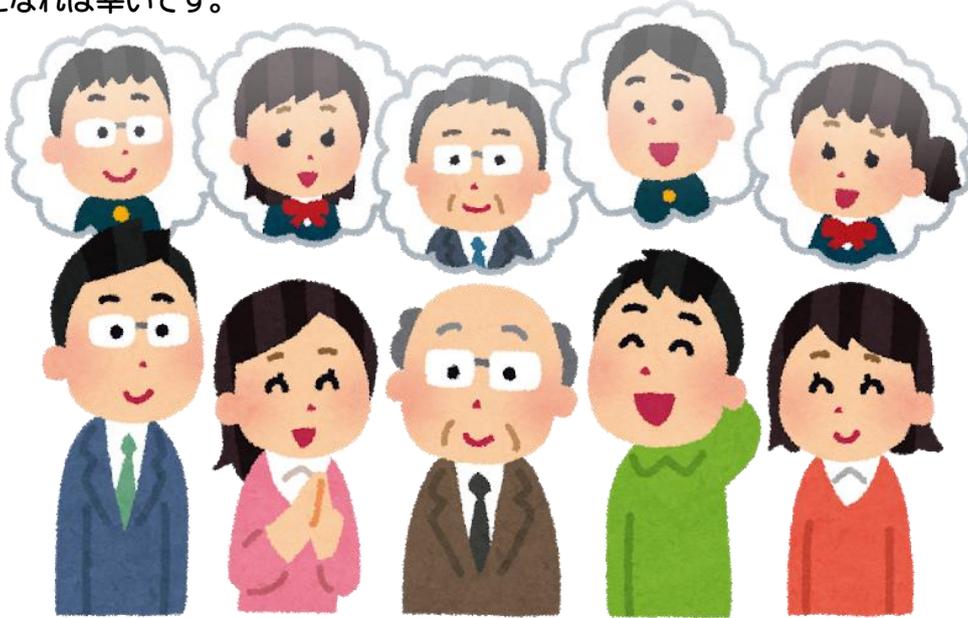


ふるさとおやま同窓会応援事業

～小中学校の同窓会開催経費の一部を助成します～

この事業は、若者の地元回帰につなげるため、定住促進等の情報発信を行い、Uターンを促進することを目的として、同窓会に補助金を交付します。

親しい友人との懇親の中で、同窓会がUターンを考えるきっかけとなり、ふるさとへの思いを改めて感じていただく機会となれば幸いです。



◎補助対象者は、同窓会主催者とします。

◎対象となる同窓会は下記のとおりです。

- 町内同一の小学校・中学校の卒業生で、同学年又は同学級を単位とする団体が行う同窓会。
- 同窓会の出席者に対して、町が提供するパンフレット等の配布及び町が行う事業等の周知をしていただきます。
- 出席者の数が、原則10人以上。
- 開催日の属する年度の学年齢が、20歳から40歳までの方であること。
- 補助対象経費は、同窓会を開催するために必要な経費となります。
- 3分の1以上の同一参加者による同窓会への補助金の交付は、同一年度内に1回限りとします。

◎補助金額

10人から14人まで	20,000円
15人から19人まで	30,000円
20人以上	60,000円

※補助金の交付申請については、裏面をご覧ください。

《お問合せ・お申込み》

小山町生涯学習課

〒410-1321 小山町阿多野 130 総合文化会館内

TEL 0550-76-5722 FAX 0550-76-5724

メールアドレス shougai@fuji-oyama.jp

補助金申請の手続きの流れ

1 補助金の交付申請

同窓会の主催者(幹事等)は、同窓会開催日の14日前までに、生涯学習課に申請をお願いします。

*交付申請に必要な書類

- ふるさとおやま同窓会応援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- 出席予定者名簿(氏名及び住所を記載した名簿)

2 補助金の交付決定

町は、申請書類を審査し「ふるさとおやま同窓会応援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)」を同窓会の主催者に送付します。

*同窓会を開催しない又は、対象の要件を満たさなくなったときには、ふるさとおやま同窓会応援事業補助金
取下げ申出書(様式第3号)を提出してください。

3 同窓会開催

4 実績報告

同窓会の主催者は、開催日から30日又は、開催日の年度末の3月31日のいずれか早い日までに、ふるさとおやま同窓会応援事業補助金実績報告書(様式第4号)を提出してください。

*報告に必要な書類

- 出席者名簿(氏名及び住所を記載した名簿)
- 領収書及び請求明細書の写し

5 補助金額の確定

町は、実績報告書の内容を審査し、適正と認めたときは、補助金額を確定し、ふるさとおやま同窓会応援事業補助金交付額確定通知書(様式第5号)により、同窓会の主催者に通知します。

6 補助金交付請求書の提出

同窓会の主催者が補助金の交付を受けようとするときは、請求書(様式第6号)を生涯学習課に提出してください。

7 補助金交付

町は同窓会の主催者が指定する口座へ補助金を振込みます。



申請様式等

- 生涯学習課(総合文化会館内)にご用意しております。
- 町のホームページからもダウンロードできます。

<http://www.fuji-oyama.jp/>

- 予算の範囲内で受付順に交付の可否を決定します。令和元年度中(令和2年3月31日まで)に同窓会を計画している方は、お早めにご相談ください。